

# 令和4年7月1日(改正教育職員免許法施行日)以降の教員免許状について

## ～確認フローチャート～

- ・平成21年4月1日以降に、初めて免許状を取得した。
- ・又は、免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている。

はい

いいえ

お持ちの、免許状は全て新免許状です。

お持ちの、免許状は全て旧免許状です。

有する教員免許状のうち、最も「有効期間の満了日」が遅い日又は有効期間更新証明書(免除・延期・延長含む)に記載の更新期限は令和4年7月1日以降である。

生年月日に応じた修了確認期限又は修了確認証明書(免除・延期含む)に記載の更新期限が令和4年7月1日以降である。

はい

いいえ

はい

いいえ

有効な教員免許状です。

有効な教員免許状です。

期限の日に、現職教師として勤務していた。

はい

いいえ

休眠中の教員免許状です。  
令和4年7月1日以降自動的に有効な免許状となります。

失効した教員免許状です。  
授与を希望する場合は再授与の手続きが必要です。

### 現職教師とは？

「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含まれます。有効期限の日に退職した教員について、定年退職者は「現職教師」、自己都合退職、勸奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1) 校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者

○ 平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者(平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者を除く。)の最初の修了確認期限

	生 年 月 日	最初の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

○ 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ者の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日